

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の所掌の見直しに伴う改正

改 正	現 行
〔省略〕 (部会長等) 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>入試を所掌する副学長</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (部会長等) 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>大学院を所掌する副学長</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕